

秋田市告示第115号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条および第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例による場合を含む。）の規定に基づき、医療扶助および医療支援給付のための医療を担当させる機関を次のとおり指定、廃止および変更したので、同法第55条の3の規定により告示する。

令和5年3月31日

秋田市長 穂 積 志

1 指定

事業所名称	所在地	指定年月日
さとう歯科医院	秋田市広面字蓮沼104番地1 ク リーンセラミックビル2階	令和5年3月1日

2 廃止

事業所名称	所在地	廃止年月日
さとう歯科医院	秋田市広面字蓮沼104番地1 ク リーンセラミックビル2階	令和5年2月28日
飯川病院	秋田市中通六丁目1番21号	令和5年3月31日
石沢歯科医院	秋田市外旭川八柳三丁目12番28号	令和5年3月20日

3 変更

事業所名称	所在地	変更年月日
旧 のりこ皮ふ科	秋田市牛島東五丁目9番38号	令和5年4月1日
新 せんのは皮ふ科アレル ギークリニック		